

東大和市新財務会計システム導入業務委託仕様書（案）

1 業務名

東大和市新財務会計システム導入業務委託

2 目的

現在、東大和市（以下「市」という。）で稼働している財務会計システムが更新時期を迎えるため、令和8年度予算編成時期である令和7年9月までに新たな財務会計システム（以下「新財務会計システム」という。）を導入するものである。

本業務は、新財務会計システムの導入により、予算編成や予算執行事務のより一層の効率化を図るとともに、新機能の活用により、職員の業務を抜本的に改善することを目的とする。

3 履行場所

東京都東大和市中心3丁目930番地 東大和市役所本庁舎及び市が指定する場所

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 提出書類

(1) 受託者は契約締結後10日以内に次に掲げる書類を提出し、市の承認を受けること。

- ① 委託着手届
- ② 業務費内訳書
- ③ 業務責任者通知書（経歴書添付）
- ④ 業務計画書
- ⑤ その他市が必要と認める書類等

※「④ 業務計画書」には、業務内容、業務工程、実施体制、打合せ計画、市との役割分担等について記載すること。

(2) 受託者は、本業務完了後直ちに、委託完了届を提出すること。

6 打合せ及び議事録の作成

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と定期的に打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成した上で、打合せ後7日以内に市に提出すること。

7 業務の管理

(1) 本業務全体の管理責任を有する責任者を選任し、業務責任者通知書を「5 提出書類」に記載のとおり、市に提出すること。

(2) 本業務の具体的な実施方法やスケジュール等を記載した業務計画書を策定し、「5 提出書類」に記載のとおり、市に提出すること。

(3) 業務計画書のスケジュールに基づく進捗管理を実施すること。スケジュールに遅れがある場合は、原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。

8 調達対象システム（機能）

- (1) 予算編成システム
- (2) 予算執行システム
- (3) 出納管理システム
- (4) 起債管理システム
- (5) 業者管理システム
- (6) 契約管理システム
- (7) 実施計画システム
- (8) 決算統計システム
- (9) 備品管理システム
- (10) 公有財産管理システム
- (11) 行政評価システム
- (12) 公会計システム
- (13) その他提案に基づく付加価値業務システム

9 各業務システムの稼働時期

構築から稼働までは、以下のスケジュールとすること。

- (1) 令和6年12月 システム構築及びデータ移行の開始
- (2) 令和7年 7月 試験運用及び予算編成システムの稼働開始
- (3) 令和8年 4月 予算編成及び決算統計以外のシステムの稼働開始
- (4) 令和9年 6月 決算統計システムの稼働開始

10 業務の内容

(1) システム構築

対象業務システムの構築、システム稼働に必要な機器・ソフトウェアの調達、現行システムからのデータ移行及び導入時のサポートを行うこと。

(2) 職員研修（システムの操作及び運用研修）

全庁職員向けに新システム機能および操作方法の説明を行うこと。研修会場、電源、ネットワーク環境は市において用意する。研修用パソコン、研修で使用する資料については、受託者において用意すること。

市が想定している研修の内容・回数等は以下のとおりだが、他の提案を妨げない。最終的には、本プロポーザルの実施により選定した事業者の提案内容に基づき、市と事業者で協議して決定する。

① 種別

- ・操作研修（予算編成・予算執行・備品管理・契約管理・実施計画）
- ・管理者研修（各機能ごと）

② 対象者

- ・操作研修（3～4回程度。1回につき、20～30名で実施）
- ・管理者研修（担当課より数名）

(3) データ移行

- ① 市、現行システムの事業者とスケジュール、移行方法等について主体的に調整・協議した上で、移行計画書を策定すること。

- ② 現行システムから、令和8年度当初予算・執行から必要となる以下データについて、新財務会計システムへの移行を行うこと。
 - ・令和7年度予算科目と予算額、および予算見積（積算）内容
 - ・債権者データ及び付随する口座情報等
 - ・固定資産台帳データ及び減価償却データ等
 - ・物品台帳データ及び公有財産台帳データ等
 - ・財務書類（平成28年度から令和6年度分）
 - ・起債台帳（公債台帳）データ等
 - ・源泉徴収データ（新システム稼働前の令和8年1月～3月分）
 - ③ 現行システムの事業者に対して打合せや質問対応等を求める際には、受託者が主体となり、市を介して実施すること。
 - ④ 現行システムの事業者はデータの修正・加工を行わないため、受託者が移行作業の中で補正等を行うこと。
 - ⑤ 移行作業終了後、移行結果を書面にて提出し、市の承認を得ること。
- (4) 本番稼働
- ① 管理者立ち合いのもと、調達・納入した機器等の動作と機能検証を確認するためのテストを実施した上で、新財務会計システムの本番稼働を行うこと。
 - ② 管理者や担当課職員が適切に新財務会計システムを運用・利用できるようにするために必要なマニュアル等を整備すること。

1.1 基本要件

新財務会計システムは、以下の基本要件を実現可能であること。

- (1) 信頼性の高いパッケージシステムを活用し、安定稼働を最優先にシステム構築を行い、かつ個人情報等のセキュリティ面やEUCにも十分考慮したシステムとすること。
- (2) 職員が操作しやすい画面構成で、履歴管理等の仕組みを備えており、常に安定した動作を保証できるシステムであること。
- (3) パッケージが保有する標準機能を有効に活用することを原則とし、カスタマイズ対応は極力抑制することにより、導入、運用、保守のコスト低減が図れるシステムとすること。
- (4) 予算執行（支払・収入伝票）だけではなく、「備品管理」「公有財産管理」「契約管理」の同い処理に係る業務についても、電子決裁ができること。電子決裁については、「新財務会計システムの機能として実現する方法」と「他事業者の文書管理システムとの連携により実現する方法」の2通りあるが、どちらを採用しても差し支えない。

後者を採用した場合、当該連携に必要な見積額を事業者を確認し、見積額がわかる書類を添付するとともに、本プロポーザルの見積額に含めること。現在、市で利用している(株)両備システムズの電子決裁システムと連携する場合は、市と(株)両備システムズとの間で本業務における電子決裁に係る契約を行うものとする。
- (5) 電子請求書発行サービスとの連携により、電子請求への対応ができること。

なお、電子請求書発行サービスの調達については、本業務の対象外とする。
- (6) 新たな機能の活用により、定型作業の自動化やチェック機能の強化など、職員の業務の効率化とコスト削減を実現し、全庁的なDX化を図ることができること。
- (7) アプリケーションサーバ及びデータベースサーバをデータセンター等に設置するクラウド型のシステムとし、LGWAN回線によるLGWAN-ASP方式により接続するなど、安定

的な稼働や拡張性の高さ等を担保できる構成となっていること。

(8) ネットワークの接続については、市及び市が委託している庁内ネットワーク関連事業者との調整の上、スムーズな接続を実現すること。

なお、新財務会計システムの稼働に必要な庁内ネットワーク関連機器等の設定変更については、本業務の対象外とする。

(9) データ保存も含め、最低でも稼働後5年間の利用が可能なシステムとすること。

(10) 各業務システムについては、データの重複管理を極力排除し、相互にデータ連携が可能なものとする。

(11) クライアント端末は、庁内LAN (LGWAN 接続系) に接続された市既存の全業務用端末にて運用可能であること。また、クライアント端末の増設・移設・更新・入れ替え等が発生した場合においても、認定作業等を受託者に委託することなく、追加費用を必要としないものとする。

(12) 新財務会計システムの利用者は800人と想定している。この利用者数を前提に、パッケージやアプリケーション等のソフトウェアについて、必要なライセンス数を準備すること。また、将来的に利用者数が増加した場合でも、追加の費用を必要とせずに対応できるようにすること。

(13) 同時接続するクライアントは最大200台程度と想定としている。この最大接続環境下においても、画面遷移等に大幅な動作遅滞は発生せず、職員が安定的に業務を行うことができること。

(14) 以下に記載する外部システムとの連携ができること。

- ① 人事給与システムとの給与支払連携
- ② グループウェアとのシングルサインオン連携 (受託者はWEB API を公開)
- ③ NTT データリビングサービスが提供する「公振くん」より出力した公共料金支払データの取り込み
- ④ 東京電子自治体共同運営サービスとの連携
- ⑤ 総務省電子調査表システムへの統計データの連携

(15) バックアップの時間を除き、原則365日24時間の運用が可能であること。

1.2 機能要件

新財務会計システムは、別紙「機能要件等対応表」に掲げる事項をできる限り実現可能であること。

提案に際しては、以下の機能要件を「実現可能な機能」と「実現不可能な機能」に区分した上で、「実現不可能な機能」で他に代替機能がある場合には、あわせて提案を行うこと。

1.3 周辺環境要件

新財務会計システムは、以下の周辺環境要件を実現可能であること。

(1) データセンター

- ① データセンターは日本国内にあること。
- ② 建物の入退出時に厳格な認証が行われていること。
- ③ 耐震、防火、耐火、防煙、防塵等の対策がなされていること。
- ④ 適切な空調管理がなされていること。主力の空調設備が故障した場合でも空調能力に支障をきたすことがないようバックアップ設備を有すること。

- ⑤ 24時間365日のサーバ監視設備を有すること。
- ⑥ 自家発電エンジンによる電源供給により、停電時においても、最低24時間の電源供給を可能とすること。
- ⑦ マルウェア、サイバー攻撃等の危険に対する万全の体制があること。

(2) 回線

市からデータセンターまでの回線は、LGWAN 回線または民間回線で十分なセキュリティを確保すること。

(3) クライアント端末等

- ① 新財務会計システムを利用するクライアント端末及びプリンタは、市が導入している既存機器とする。
- ② クライアント端末の環境について、OSはWindows10以降、ブラウザはMicrosoft Edge、Google Chrome の最新版に対応できること。また、また OS 及びブラウザは、複数のバージョンの混在が可能であること。

14 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとし、それぞれの成果品ごとに定める納品日までに市に納入すること。

なお、成果品はすべて市の帰属とし、受託者は市の許可なく成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

成果品	納品日
(1) システム一式	
パッケージシステム一式	令和7年度(令和8年3月31日)
(2) プロジェクト管理に関する納品物	
プロジェクト体制図	令和6年度(令和7年3月31日)
マスタースケジュール(※)	令和6年度(令和7年3月31日)及び 令和7年度(令和8年3月31日)
システム別詳細スケジュール(※)	令和6年度(令和7年3月31日)及び 令和7年度(令和8年3月31日)
(3) 打合せ・基本設計に関する納品物	
基本設計書	令和6年度(令和7年3月31日)
議事録(※)	令和6年度(令和7年3月31日)及び 令和7年度(令和8年3月31日)
(4) システム構築に関する納品物	
カスタマイズ機能要件書	令和7年度(令和8年3月31日)
カスタマイズ機能仕様書	令和7年度(令和8年3月31日)
(5) 環境設定・機器設置に関する納品物	
サーバ設計書、運用書	令和7年度(令和8年3月31日)
(6) 操作研修に関する納品物	
操作研修用テキスト	令和7年度(令和8年3月31日)
(7) その他	
検討課題表(※)	令和6年度(令和7年3月31日)及び

※当該年度分の成果物をそれぞれの納品日までに納入すること。

15 成果品検査

受託者は、成果品の納入の際に市の検査を受けるものとし、市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うこと。

16 委託料の支払い

市は、本業務の各年度の全ての成果品の納入（委託業務の完了）を確認した後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に、年度毎に一括して委託料を支払うものとする。

17 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、本業務にかかる最新の事例、情報等を収集し、本業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務において知り得た情報や機器等の設定内容に関する情報等について守秘義務を負うものとし、履行期間満了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (7) 受託者は、本業務中に事故が生じないよう細心の注意を払うとともに、万が一事故が生じた場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに市に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が自己の責任において一切を処理するものとする。
- (8) 本業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者が負担するものとする。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたっては、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。本業務終了後においても同様とする。また、情報の取扱いに関しては「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。